

坂下厚生総合病院 面会に関する規程

第1条（目的）

本規程は、入院患者と家族等の面会に関する基本事項を定め、患者の尊厳の保持、療養生活の質の向上および円滑な入退院支援を図ることを目的とする。

第2条（基本方針）

- 1 面会は患者の心身の安定に資するものであり、感染対策等の正当な理由なく不当に制限しないものとする。
- 2 面会制限が必要な場合であっても、必要以上に厳格なものとならないよう配慮する。

第3条（面会時間）

- 1 面会時間は 午後2時から午後5時まで とする。
- 2 病棟の状況、患者の状態、その他の事情により、面会時間を変更または調整する場合がある。

第4条（面会場所）

- 1 面会は、原則としてデイルームで行う。
- 2 感染対策上の必要がある場合、面会室等を指定することがある。

第5条（面会時の遵守事項）

- 1 面会者は、入館時に手指消毒を行い、マスクを着用する。
- 2 発熱、咳等の症状がある場合は、面会を控える。
- 3 他患者の療養環境に配慮し、職員の指示に従うものとする。

第6条（面会制限）

次の各号に該当する場合、面会を制限または条件付きで実施することがある。

- 1 感染症の発生または流行が認められる場合。
- 2 患者の病状等により、安静または治療上の制限が必要な場合。
- 3 その他、医療安全および療養環境維持のため必要と認められる場合。

第7条（例外的取り扱い）

次の各号に該当する場合は、面会制限中であっても個別に面会を認める。

- 1 病状の急変。
- 2 手術前後の重要な説明。
- 3 退院支援・退院調整に必要な面会。
- 4 医師が必要と認めた場合。
- 5 その他、患者の療養上必要と認められる場合。

第8条（規程の見直し）

本規程は、定期的に見直し、必要に応じて改訂するものとする。

第9条（周知）

本規程は、院内掲示・病院ホームページ等により患者および家族に周知する。

附 則

1. この規程は、令和8年6月1日より施行する。